

議 員 報 告 書	
1 議 員 名	佐々木 智之
2 期 日	2025 年 1 月 16 日 ~ 2025 年 1 月 17 日
3 研 修 先 等	第 55 回 議員の学校（オンライン参加） 講師：森裕之氏 1 講義 約 80 分
4 内 容（目的）	・講義 1「自治体財政の基本のすべて」 ・講義 2「2025 年度の地方財政計画と自治体の予算」 ・講義 3「予算審議のポイントと今後の自治体財政」
5 報 告 事 項	
著書【地方財政の新しい地平「人と人のつながり」の財政学】を読み、共感したところがあったため、受講した。 講義 1 では、財政用語の基本や役割を学び、財源の重要視ポイントを理解した。その中で市民への補助に対する「水平＆垂直の公平性」という言葉が印象深かった。水平の公平性は、同様の状況下での同じ機会や利益の提供という公平性。垂直の公平性は、いわゆる累進課税のような考え方。これを意識して、軋轢や齟齬を生まないように運用していくことが大切と再認識した。 講義 2 では、令和 6 年度の補正予算案なども事例にあげて説明されており、国が予算を付ける理由、そしてそれを自治体がどのように活用するかの全体的な視点で知ることができた。特に、「公共施設等管理適正事業債」については、一つ目に、地域をまたいで協議・連携を国が求めていること。2 つ目に、統合についての補助はこれまであったが、除却項目も追加したことで、放置しないことを求めていることがわかった。本市においても、予算削減のために稼働を止めた公共施設があるが、活用の動きが鈍い、放置しておいても維持管理費がかかるため、この事業債を活用するなどして、除却→土地ふくめての利活用を検討する必要があると感じる。 講義 3 では、予算審議における視点を、参考市町を出し解説していた。内容は、著書を読んでいたため重複する内容が多かったが、今年度地方交付税は「給与」の前年度比較し増額していた。地方交付税は使途が自由なので、住民サービスへ傾けるかどうか審査時の視点として持ち、臨みたい。	

(別紙様式2 ②)

議 員 報 告 書	
1 議 員 名	佐々木 智之
2 期 日	2025 年 2 月 3 日 ~ 2025 年 2 月 3 日
3 研 修 先 等	広島県環境整備事業協同組合 創立50周年記念大会 場所 広島市中区 ANA クラウンプラザホテル広島
4 内 容 (目的)	・第1部 浄化槽行政の動向について 石川泉氏 ・第2部 これからの一般廃棄物処理業のあり方 湯川二郎氏 ・第3部 これからの50年 パネルディスカッション 湯川二郎氏、本長糧太氏、岡田誠司氏、高山浩一氏 ファシリテーター：黒瀬秀哉氏
5 報 告 事 項	
まず広環協の変遷について理解した。人間の生活水準の向上により、工場においても日常生活においても、排出される汚水が増加。その対応として行政は下水道を整備、行き届かない場所では単独浄化槽は配置される。単独浄化槽では雑排水が処理されていないため、合併浄化槽へ切り替えが進む。人口増加傾向時は、下水道の整備が当然とされているが、近年人口減少により維持コストの負担が増えること、また整備した下水道の老朽化も問われ始め、合併浄化槽が再評価されているということだった。 しかし、合併浄化槽は定期的な点検、清掃が欠かせない。生活者の認識との差や、業者の信頼という点で、課題もあると聞いた。対応として「浄化槽事業の区域割」や「一括契約」という手段も検討が進められている。これには独禁法の関係として課題もあるようで慎重に議論されている。 自分は、前職住宅事業に勤めていた関係で、浄化槽の仕組みや管理状態に関して少し理解できている。浄化槽も設置しているだけでは不十分で、適正な使用量や、メンテナンスは欠かせないと理解できる。人間で例えると歯科クリーニングと同様で、しなくても普段の歯磨きで問題ないように思えるが、専門に見てもらっておくと適正な状態が長く維持できる。 浄化槽の管理は、社会インフラでありながら、管理業者は利益を追求する会社であり、難しい立ち位置であることはわかる。その中でも、区域割や一括契約を進めることで、適正な管理ができるのであれば、公衆衛生という点で、自治体として条例等をつくり適切に進められるよう整備していくことが重要と考える。	